

旭川医科大学発注者綱紀保持委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学発注者綱紀保持委員会要項の一部を改正する要項案

旭川医科大学発注者綱紀保持委員会要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u></p> <p>(2) <u>人事課長</u></p> <p>(3) <u>会計課長</u></p> <p>(4) <u>施設課長</u></p> <p>(5) <u>会計課課長補佐（契約室長）</u></p> <p>(6) <u>施設課課長補佐（契約担当）</u></p> <p>(7) その他<u>事務局次長（総務・教務担当）</u>が必要と認めた者 (委員長)</p> <p>第4 委員会に委員長を置き、<u>事務局次長（総務・教務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>総務部長</u></p> <p>(2) <u>総務部総務課長</u></p> <p>(3) <u>総務部会計課長</u></p> <p>(4) <u>総務部施設課長</u></p> <p>(5) <u>総務部会計課課長補佐（契約室長）</u></p> <p>(6) <u>総務部施設課課長補佐（契約担当）</u></p> <p>(7) その他<u>総務部長</u>が必要と認めた者 (委員長)</p> <p>第4 委員会に委員長を置き、<u>総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。</p>

(略)

(庶務)

第6 委員会の庶務は、人事課において処理する。

附 則

この要項は、令和3年8月23日から実施し、改正後の旭川医科大学発注者綱紀保持委員会要項は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

(略)

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。